

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、

千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、  
次のおり協定した。

#### 第一条

1 条約第三条1(a)を次のように改める。

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

2 条約第三条1(h)を次のように改める。

3

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

条約第三条 1 (h) の次に次の (i) から (k) までを加える。

(i) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) スイスについては、すべてのスイスの市民並びにスイスにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) スイスについては、連邦税務長官又は権限を与えられたその代理者

(k) 「年金基金又は年金計画」とは、次の (i) から (iii) までに掲げる要件を満たす者をいう。

- (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
- (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。
- (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

## 第二条

1 条約第四条1及び2を次のように改める。

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

- (a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体
- (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画
- (c) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸

術、運動、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害關係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

2 条約第四条3の次に次の4及び5を加える。

4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

5 この条約の適用上、

(a) 一方の締約国内から取得される所得であつて、

(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得とし

て取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分については、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(b) 一方の締約国内から取得される所得であつて、

(i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

- (c) 一方の締約国内から取得される所得であつて、
  - (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
  - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、この条約の特典は与えられない。

### 第三条

1 条約第五条3(e)の次に次の(f)を加える。

- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

2 条約第五条4を次のように改め、同条5を削る。

- 4 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動につ

いて、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が3に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、3の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

3 条約第五条中6を5とし、7を6とする。

#### 第四条

条約第六条1を次のように改める。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

#### 第五条

条約第九条を次のように改める。

#### 第九条

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課さ



れているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規

定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、当該締約国の企業の利得の更正をしてはならず、また、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、当該締約国の当該企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

#### 第六条

条約第十条を次のように改める。

#### 第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締

約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の十パーセント以上に相当する株式

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に

掲げる株式を直接又は間接に所有する法人

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得されたものである場合に限り。）

4 2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住

者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

8 一方の締約国の居住者が株式その他これに類する持分に関して他方の締約国の居住者から配当の支払

を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる株式その他これに類する持分と同等の当該一方の締約国の居住者の株式その他これに類する持分を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる株式その他これに類する持分の発行を受け、又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

- (a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

#### 第七条

条約第十一条を次のように改める。

#### 第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合

(i) 銀行

- (i) 保険会社
  - (ii) 証券会社
  - (iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの
  - (d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金又は年金計画であつて、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得された場合
  - (e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関して支払われる場合
- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。
- (a) 日本国については、
  - (i) 日本銀行



- (i) 株式会社日本政策金融公庫
- (ii) 独立行政法人国際協力機構
- (iii) 独立行政法人日本貿易保険
- (iv) 日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により  
随時合意するもの

(b) スイスについては、

- (i) スイス国立銀行
- (ii) スイス輸出保険
- (iii) スイス傷害保険基金（S U V A）
- (iv) 千九百四十六年十二月二十日の老齢保険及び遺族保険に関する連邦法の対象となる機関
- (v) スイス連邦政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換に  
より随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分

配を受ける権利の有無を問わない。) から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。) 及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの

締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

9 一方の締約国の居住者が債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約によ

り認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

## 第八条

条約第十二条を次のように改める。

## 第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジカ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において

当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができ

5 一方の締約国の居住者が権利又は財産の使用に関して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産の使用に関して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産の使用に関して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受け

ることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者と  
はされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約に  
より認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

#### 第九条

条約第十三条を次のように改める。

#### 第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によ  
つて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、そ  
の法人又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約  
国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課す

ることができる。

3 (a) 次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡（i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）することによつて取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、当該他方の締約国の金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻<sup>たん</sup>処理に関する法令に従つて、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

(b) (a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この3の規定の効力発生前に取得した場合又はこの3の規定の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその

用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

#### 第十条

条約第十五条1中「次条及び第十八条から第二十条まで」を「次条、第十八条及び第十九条」に改める。

#### 第十一条

条約第十七条を次のように改める。

#### 第十七条



1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

## 第十二条

条約第二十条を次のように改める。

### 第二十条 削除

## 第十三条

条約第二十一条の次に次の一条を加える。

### 第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得

する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

#### 第十四条

条約第二十二條を次のように改める。

#### 第二十二條

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各條に規定がないもの（以下この條において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。

この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの

条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

### 第十五条

条約第二十二條の次に次の一條を加える。

#### 第二十二條の A

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十条 3、第十一条 3 (c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条 6 又は前条に定める所得を取得するものは、2 に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

- (a) 個人
- (b) 適格政府機関
- (c) 法人（その主たる種類の株式が、8(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
- (d) 銀行、保険会社又は証券会社（その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。）
- (e) 第四条1(b)又は(c)に規定する者（同条1(b)に規定する者にあつては、当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。）
- (f) 個人以外の者（(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得

する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4 2(f)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b) その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十

- 条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
- (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。
  - (ii) 当該所得が(b)(ii)に規定する営業又は事業の活動に関連し、又は付随して取得されるものであること。
  - (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
- (b) 一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。
- (i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。
  - (ii) 当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内

において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて6に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c) (b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度について(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすも



のとみなす。

6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてゐること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有

する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一

条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8 この条の規定の適用上、

(a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、スイス国立銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体がその資本の過半数を直接若しくは間接に所有する者をいう。

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の発行済株式又は議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又

は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) 株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場

(iii) ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場

(iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(d) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(a)から(c)までに掲げ

る要件を満たすもの

(aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

(bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

(cc) 第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十二条6又は前条に定める所得に関するし、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii) 2(a)から(e)までに掲げる適格者

(e) 「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

## 第十六条

条約第二十三条を次のように改める。

### 第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってスイスにおいて租税を課される所得をスイス内から取得する場合には、当該所得について納付されるスイスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 1の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従ってスイスにおいて租税を課されるものは、スイス内の源泉から生じたものとみなす。

3 スイスの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得するときは、4又は6の規定が適用される場合を除くほか、スイスは、当該所得について租税を免除する。もつとも、スイスは、当該居住者の残余の所得に対する租税の計算に当たっては、その免除された所得についてその免除が行われなかったならば適用されたであろう税率を適用することができる。当該免除は、当該

居住者が第十三条２に規定する収益を取得する場合には、当該収益に対して同条２の規定に従って日本国において課される租税の額が証明されたときに限り、適用する。

4 スイスの居住者が配当又は利子を取得し、これらが第十条又は第十一条の規定に従って日本国において租税を課される場合には、スイスは、当該居住者に対し、その申請に基づいて次のいずれかの救済を与える。

(a) 当該居住者の所得に対する租税から、第十条及び第十一条の規定に従って日本国において課される租税の額と等しい額を控除すること。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) (a)に規定する救済の一般原則を考慮した標準算式によつて決定されるスイスの租税の概算控除

(c) 当該所得に対するスイスの租税の一部免除。いかなる場合においても、日本国内から取得した当該所得の額のうち少なくとも日本国において課される租税の額に相当する部分に係るスイスの租税を免除する。

スイスは、租税に関する二重課税の回避のために自国が締結する国際条約の実施に関する規定に従い、適用されるべき救済を決定し、かつ、その手続を定める。

5 スイスの居住者である法人で、日本国の居住者である法人から配当を取得するものは、当該配当に係るスイスの租税に関し、配当を支払う法人がスイスの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同一の救済を受ける権利を有する。

6 スイスの居住者が第十三条3(a)に規定する所得を取得する場合には、スイスは、その申請に基づいて、当該所得に対するスイスの租税から、同条3の規定に従って日本国において課される租税の額と等しい額を控除する。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

#### 第十七条

条約第二十四条2及び3を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはな



い。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8、第十二条4又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

#### 第十八条

条約第二十五条1を次のように改める。

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることがで

きる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しななければならない。

## 第十九条

条約第二十五条の次に次の一条を加える。

### 第二十五条のA

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのよう

な目的のためのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとしてはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提

供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。これらの情報を入手するため、当該一方の締約国の税務当局は、この5の規定に基づく義務を履行するために必要な場合には、3の規定又は当該一方の締約国の法令のいかなる規定にもかかわらず、当該情報を開示させる権限を有する。

## 第二十条

条約第二十六条を次のように改める。

### 第二十六条

1 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

2 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の外交使節団、領事機関又は代表部であつて他方の締約国又は第三国に所在するものの構成員である個人は、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、この条約

の適用上、派遣国の居住者とみなす。

(a) 国際法に従い、その者が、接受国において、当該接受国外に源泉のある所得につき、租税を課されないこと。

(b) その者が、派遣国において、そのすべての所得に対して課される租税に関し、当該派遣国の居住者と同様の義務を負うこと。

3 この条約は、国際機関、その内部機関又は職員及び第三国の外交使節団、領事機関又は代表部の構成員である者であつて、一方の締約国に所在し、かつ、その所得に対して課される租税に関し、いずれの締約国においても居住者として取り扱われないものについては、適用しない。

## 第二十一条

1 条約を改正するこの議定書（以下「改正議定書」という。）は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。改正議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 改正議定書は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c) その他の租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

3 改正議定書によって改正された条約第二十五条のAに規定する情報の交換は、改正議定書が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について認められる。

4 改正議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて改正議定書に署名した。

二十十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

小松一郎

スイス連邦政府のために

ハンス・ルドルフ・メルツ

## 議定書

千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）の署名に当たり、日本国政府及びスイス連邦政府は、改正議定書によって改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

### 1 条約全体に関し、

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

### 2 条約第三条1(k)の規定に関し、

年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(k)(ii)に規定する活



動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。

3 条約第十条の規定に関し、

同条2(a)及び3(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

4 条約第十一条3及び第二十二條のAの規定に関し、

「保険」には、再保険を含むことが了解される。

5 条約第二十五條のAの規定に関し、

(a) 同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき情報を入手するためのすべての妥当な手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）を講じていない場合に当該情報を提供する義務を課するものと解してはならない。

(b) 同条に規定する情報の交換には、単なる証拠の収集（証拠漁り<sup>あさ</sup>）のみを目的とする措置を含まないことが了解される。

- (c) 一方の締約国が同条の規定に従って他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対して、次の(i)から(v)までに掲げる情報を提供することが了解される。
- (i) 調査の対象となる者を特定するために十分な情報（例えば、名称及び、判明している場合には、住所、口座番号その他これらに類する情報）
  - (ii) 要請する情報の対象となる期間
  - (iii) 求める情報に係る記述（当該情報の性質及び当該一方の締約国が希望する当該他方の締約国から当該情報を受領する形式を含む。）
  - (iv) 情報を必要とする課税目的
  - (v) 要請する情報を保有していると認められる者の名称及び判明している場合には住所
- (d) 同条の規定は、両締約国に対し、自動的又は自発的に情報を交換することを義務付けるものではない。ただし、同条の規定は、情報を交換するに当たって利用可能な方法を制限するものではない。
- (e) 一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に

関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

- (f) 一方の締約国が同条の規定に従つて他方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、納税者の権利に関する当該他方の締約国の行政上の手続に関する規則は、引き続き適用されることが了解される。ただし、これらの規則が、実効的な情報の交換を妨げ、又は不当に遅延させる場合は、この限りでない。

この議定書は、改正議定書の効力発生の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

小松一郎

スイス連邦政府のために

ハンス＝ルドルフ・メルツ